

# 社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会定款施行細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この施行細則は、社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）の施行に関し、必要な規定を定めるものとする。

## 第2章 理事・監事の選任及び評議員の選任・解任

### (理事・監事の選任)

第2条 理事の選任については評議員会によって選任するが、町内の地域福祉に関心があり組織された団体・施設の代表者及び学識経験者の中から選任する。その選任基準は別表1のとおりとする。

2 監事の選任については評議員会によって選任するが、町内の地域福祉に関心があり、財務管理に識見を有する者の中から選任する。その選任基準は別表2のとおりとする。

### (評議員の選任及び解任)

第3条 評議員の選任については、町内の社会福祉に関心があり組織された団体・施設の代表者及び学識経験者の中から推薦基準の別表3を定め、候補者を選び評議員選任・解任委員会に提案するものとする。その決議については、評議員選任・解任委員会の運営細則により決定するものとする。

### (規程及び諸規程)

第4条 本会の事業に必要な規則、規程については理事会の議決を経て理事会において定める。

### 附則

この規定は公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

この施行細則は、平成9年4月1日から施行する。

この施行細則は、平成10年3月28日から施行する。

この施行細則は、平成29年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月22日理事会議決）

### (施行期日)

1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この細則（以下「新細則」という。）施行の際、現に在任する旧細則の規定による区長会（地域代表）の評議員は、令和2年度に関する定時評議員会の終結の時までの間、引き続き新細則の規定による評議員として在任するものとする。

別表 1 理事選任基準表

理 事 構 成	人 数
町	1
民生委員児童委員協議会	1
身体障害者福祉協会	1
老人クラブ連合会	1
地域婦人会	1
商工会	1
ボランティア連絡協議会	1
区長会	1
社会福祉施設	1
教育委員会	1

別表 2 監事選任基準表

監 事 構 成	人数
学識経験者 (その他、特に必要と認める者)	3
計	3

別表 3 評議員選任基準表

評議員構成	人数
町	1
議会	1
民生委員児童委員協議会	1
区長会（地域代表）	6
福祉施設	1
身体障害者福祉協会	1
子ども会育成連絡協議会	1
手をつなぐ心障児者親の会代表	1
老人クラブ連合会	1
ボランティア連絡協議会	1
男女共同参画さんさんの会	1
生活改善グループ	1
菊池地域農業協同組合	1
更生保護女性会	1
学識経験者	1
計	20

備考 区長会（地域代表）6人は、菊陽町区長会理事の中から各校区1人ずつ選任するものとする。